

(仮称)おおぶ文化交流の杜整備運営事業

実施方針 修正箇所一覧

変更箇所	変更前	変更後
17頁・2・(5)・①	<p>選定された提出書類の著作権は本市に帰属するが、選定されなかった提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。</p>	<p>応募図書の著作権は、応募者に帰属する。 <u>ただし、本事業において、公表及びその他市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。</u> <u>また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には使用しない。なお、本提案書は返却しない。</u></p>
別紙2・1・サービス対価3・運営費相当	<p>左記業務にかかる以下の費用 a)業務委託費及び委託にかかる事務諸経費 b)開館前に必要な費用 <u>※①については、イベント企画型サービス及び資料選定・収集・管理業務にかかる費用は除く</u></p>	<p>左記業務にかかる以下の費用 a)業務委託費及び委託にかかる事務諸経費 b)開館前に必要な費用 (削除)</p>
別紙2・1・サービス対価3・図書購入費相当	<p>左記業務にかかる以下の費用 a)図書館資料購入費</p>	<p>左記業務にかかる以下の費用 a)図書館資料購入費 <u>※資料の選定・収集・管理に要する費用は「運営費相当」に計上すること</u></p>